

報告第8号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年8月28日提出

豊川市長 山 脇 実

## (環境部関係)

1	専決年月日	平成26年6月19日
	相手方	豊川市在住の50代女性
	損害賠償の額	94,781円
	概要	平成26年4月14日午後1時50分頃、豊川市野口町道下84番地先の市道交差点において、職員の運転する自動車は右折する際、相手方の運転する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。

(建設部関係)

1	専決年月日	平成26年7月22日
	相手方	豊川市在住の20代男性
	損害賠償の額	265,675円
	概要	平成26年4月22日午後8時15分頃、豊川市大崎町野中5番2地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。

(消防本部関係)

1	専決年月日	平成26年7月4日
	相手方	豊川市在住の30代男性
	損害賠償の額	86,615円
	概要	平成26年6月7日午前8時5分頃、豊川市いこいの広場において、消防団員の運転する自動車が発退する際、相手方の運転する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。
2	専決年月日	平成26年8月11日
	相手方	愛知県
	損害賠償の額	162,000円
	概要	平成26年7月10日午前10時50分頃、豊川市諏訪4丁目338番地先の県道において、職員の運転する自動車が発手方の所有するガードレールに衝突し、当該ガードレールが破損した。

(教育委員会関係)

1	専決年月日	平成26年7月14日
	相手方	豊川市在住の60代男性
	損害賠償の額	25,380円
	概要	平成26年6月12日午後5時30分頃、豊川市立南部中学校西側の市道において、職員の使用する草刈り機が小石を跳ね、相手方の運転する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。